

令和3年度東京港物流効率化事業補助金交付要綱

(制定) 令和3年3月10日付2港経振第500号

(目的)

第1条 この要綱は、海上コンテナの国内輸送におけるモーダルシフトに対し、東京都が補助金を交付することにより、東京港の物流効率化等を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 「フィーダー輸送」とは、東京港と国内他港との間における内航フィーダー船による輸送をいう。
- (2) 「はしけ横持輸送」とは、東京港と横浜港、川崎港及び千葉港との間におけるコンテナバージによる輸送をいう。
- (3) 「港内横持輸送」とは、東京貨物ターミナル駅と東京港コンテナターミナル間におけるドレージ車両による輸送をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 国際海上コンテナ（ISO規格）（以下「海上コンテナ」という。）の輸送において、フィーダー輸送をする事業（以下「フィーダー輸送事業」という。）
- (2) 海上コンテナの輸送において、はしけ横持輸送をする事業（以下「はしけ横持輸送事業」という。）
- (3) 海上コンテナの輸送において、鉄道輸送を利用するため港内横持輸送をする事業（以下「港内横持輸送事業」という。）

(補助対象者等)

第4条 補助対象者等は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は令和3年4月1日から同年6月30日まで及び同年10月1日から令和4年3月31日までとする。なお、不測の事態が生じた場合には、補助対象期間を変更する

ことがある。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、令和3年度東京港物流効率化事業補助金交付申請書（別記第1号－1様式）及び誓約書（別記第2号－1様式）に、東京都知事（以下「知事」という。）が必要と認める書類を添えて、知事に提出するものとする。

（補助金の交付決定及び通知）

第7条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、東京都の予算の範囲内で補助金の交付を決定する。

2 補助金の額は、別表に基づき算定した額で交付決定を行うこととする。

3 知事は、補助金の交付決定をしたときは、その旨を令和3年度東京港物流効率化事業補助金交付決定通知書（別記第3号－1様式）により速やかに申請者に通知する。

（補助対象事業の変更等の承認申請）

第8条 補助対象事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、前条第3項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた後、補助対象事業の内容を変更しようとするとき又は補助対象事業の全部若しくは一部を中止しようとするときは、令和3年度東京港物流効率化事業補助金対象事業の（変更・中止）承認申請書（別記第4号－1様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助対象事業の変更等の承認及び通知）

第9条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、その内容を適当と認めるときは、東京都の予算の範囲内でこれを承認する。

2 知事は、前項の承認をしたときは、令和3年度東京港物流効率化事業補助金対象事業（変更・中止）承認通知書（別記第5号－1様式）により、前条の申請をした補助事業者へ通知する。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助金に係る事業が完了した後、速やかに令和3年度東京港物流効率化事業補助金最終輸送実績報告書（別記第6号－1様式）を作成し、必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告書を審査し、その内容が適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和3年度東京港物流効率化事業補助金確定額通知書（別記第7号－1様式）により速やかに補助事業者に通知する。

（補助金の支払及び請求）

第12条 補助金の支払は、前条による補助金の額の確定後とする。

- 2 補助事業者は、補助金の支払を受けるため、前条による補助金の確定額通知を受けた後、速やかに請求書（別記第8号－1様式）を知事に提出するものとする。

（決定の取消等）

第13条 知事は、補助金の交付の決定後、次の各号の一に該当すると認められる場合には、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を他の用途に使用したとき。
- （3）補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。
- （4）交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- （5）その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

- 2 知事は、補助事業者が前項第1号、第2号、第4号又は第5号に該当した場合、補助事業者等の名称及び不正の内容を公表することができる。

（帳簿の保存）

第14条 補助事業者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業の完了した日の属する東京都の会計年度の終了後5年間保存するものとする。

（調査等）

第15条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な報告をさせ、又は職員に帳簿、書類等を調査させることができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和37年12月11日付37財主調発第20号）の定めるところによる。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

別表

補助対象者	十分な資力、信用、技術能力等を有するとともに、国内に事務所又は事業所を有し、1年以上業務を継続している法人又は個人の事業者で次に掲げる要件を満たす者 (1) フィーダー輸送事業においては、東京港を利用する船舶運航事業者 (2) はしけ横持輸送事業においては、はしけ横持輸送を依頼する者 (3) 港内横持輸送事業においては、港内横持輸送を依頼又は営む者
補助対象コンテナ	1 フィーダー輸送事業 補助対象期間内にフィーダー輸送する海上コンテナ。ただし、実入りコンテナについては、東京港において直接輸出入されるものに限る。 2 はしけ横持輸送事業 補助対象期間内にはしけ横持輸送する海上コンテナ。ただし、実入りコンテナについては、東京港において直接輸出入されるものに限る。 3 港内横持輸送事業 補助対象期間内に港内横持輸送する海上コンテナ。ただし、実入りコンテナについては、東京港において直接輸出入されるものに限る。
補助金の額	令和3年度東京港物流効率化事業補助金（以下「物流効率化補助金」という。）は、別途要綱に定める令和3年度東京港物流効率化事業補助金（東京2020大会期間分）（以下「物流効率化補助金（東京2020大会期間分）」という。）と合わせ、東京都の予算の範囲内で交付する。なお、この要綱における予算とは、東京都が物流効率化補助金及び物流効率化補助金（東京2020大会期間分）の各補助対象事業において計画した補助金の額（以下「計画額」という。）の合計額をいう。 1 金額 補助金の額は、次のとおりとする。なお、1FEUに満たない端数は切り捨てる。 (1) フィーダー輸送事業 ①実入りコンテナ 1FEU当たり3,000円を補助する。 ②空コンテナ 1FEU当たり2,000円を補助する。 (2) はしけ横持輸送事業 ①実入りコンテナ

	1 F E U 当たり 2,000 円を補助する。 ②空コンテナ 1 F E U 当たり 1,000 円を補助する。 (3) 港内横持輸送事業 1 輸送当たり 2,000 円を補助する。 2 物流効率化補助金及び物流効率化補助金（東京 2020 大会期間分） 間での計画額の充当 物流効率化補助金（東京 2020 大会期間分）の各補助対象事業において、補助金申請総額がその計画額を超過した場合は、その不足する額を物流効率化補助金の各事業の計画額から充当することができ、物流効率化補助金（東京 2020 大会期間分）の申請総額がその計画額を下回った場合は、計画額から申請総額を引いた額を物流効率化補助金の各事業の計画額に充当することができる。 なお、それらの充当を行った場合、物流効率化補助金の各事業の計画額は、当初の計画額からその充当額を減じた額または加えた額とする。 3 各補助対象事業間での予算の充当 物流効率化補助金の各補助対象事業において、補助金申請総額がその計画額を超過した場合で、他の補助対象事業の計画額に残額があるときは、これを充当することができる。 なお、2 つの補助対象事業において補助金申請総額が計画額を超過した場合で、超過額の合計額が残る 1 事業の計画額の残額を超えるときは、その超過額に応じて比例配分する。 4 各補助対象事業の申請総額が、物流効率化補助金の計画額又は充当後の額を超過した場合の算定方法 全ての補助対象事業において申請総額が計画額を超過した場合又は 2 及び 3 の充当後もなお不足が生じる場合の算定方法は次のとおりとする。 (1) フィーダー輸送事業 ① 対前年度実績増加分の輸送量に限り、1 (1) を適用する。 なお、前年度実績は、各申請者の令和 2 年度東京港物流効率化事業最終輸送実績報告書のフィーダー輸送事業に記載する輸送量の 3/4 とする。 ② ①以外の輸送量は、計画額又は 2 及び 3 による充当後の額から①で算出した額を減じた残額の範囲内で比例配分し、補助する。 ③ 各申請者の補助金の額は、①と②を合算した額とする。なお、前年度実績がない申請者については、全申請額を②により比例配分し、補助金の額とする。 (2) はしけ横持輸送事業及び港内横持輸送事業
--	--

	各計画額又は2及び3による充当後の額を各申請者の申請額に応じて比例配分し、補助金の額とする。 5 上記1から4については、各補助対象事業の実績総額が計画額を超過した場合も適用する。
--	--